

令和元年度 中津耶馬溪観光協会ツアー誘客 助成要領

<趣旨>

中津耶馬溪観光協会は、大分県中津市への観光客の誘致促進を図るため、本市への旅行商品の企画・販売を実施する国内・国外の旅行会社へ送客販売実績に対して助成金を交付する。

交付対象者	日本国内及び国外に拠点を置く旅行業者及び旅行サービス手配業者
交付対象旅行商品	募集型企画旅行、受注型企画旅行
助成要件	下記1または2に該当する企画旅行商品。 1. 旅行実施期間内において中津市で観光箇所2箇所+食事処 2. 旅行実施期間内において中津市で観光箇所2箇所+宿泊 ※ 青の洞門・耶馬溪橋は、どちらとも観光された場合でも観光箇所を1箇所と見なします。 ※ 道の駅は、観光箇所に含まれません。
交付額	【日本国内に拠点を置く業者】 助成要件1(観光箇所2箇所+食事処の場合) 1 催行当り 15名以上 の団体に対して1名当り 300円 助成要件2(観光箇所2箇所+宿泊の場合) 1 催行当り 15名以上 の団体に対して1名当り 1,000円 【国外に拠点を置く業者】 助成要件1(観光箇所2箇所+食事処の場合) 1 催行当り 10名以上 の団体に対して1名当り 300円 助成要件2(観光箇所2箇所+宿泊の場合) 1 催行当り 10名以上 の団体に対して1名当り 1,000円 ※ 同じ旅行企画でも、出発日または仕立箇所が異なれば、それぞれを1催行と見なします。
交付上限	1 催行当りの助成交付上限: 150,000円 1 営業所当りの助成交付上限: 300,000円
対象期間	※令和元年4月1日(月)～令和2年3月31日(火)までに 精算処理が終了するものに限る
途中交付終了	助成金予算の上限に達した場合は、対象期間内であっても交付を終了いたしますので、ご了承ください。

～助成金手続きの流れ～

<ツアー実施前>

① **申請**(旅行会社様⇒観光協会)

『助成金交付申請書(別紙:様式1)』を催行日の前日までに提出してください。

※申請書の提出は、1ツアー企画毎を基本としますが、設定期間が長期に及ぶ場合は、月毎又は、請求毎に提出してください。

② **受付**(観光協会⇒旅行会社様)

『助成金交付申請書(別紙:様式1)』受理後に当協会にて精査し、受付け可否を通知。

※あくまで受付であり、交付決定ではありませんのでご注意ください。

<ツアー終了後>

③ **実績報告**(旅行会社様⇒観光協会)

ツアー実施後、**1ヶ月以内**に以下の書類を提出してください。

1. 『助成金交付実績報告書(別紙:様式2)』
2. **催行毎の人数が確認できる、食事処又は、宿泊先の領収書又は、請求書の写し。**
3. **観光箇所・食事処・宿泊先が記載されている行程表(パンフレット・ツアー募集チラシ等可)**
※必要書類が揃わない場合は、不交付となります。

④ **決定**(観光協会⇒旅行会社様)

上記1, 2, 3受理後に当協会にて精査し、助成金交付決定額を通知。

⑤ **請求**(旅行会社様⇒観光協会)

助成金決定額通知後、請求書を郵送にて当協会へ請求してください。

※請求書に決まった様式はありません。

宛名は「一般社団法人 中津耶馬溪観光協会」

但し書は「令和元年度中津市旅行企画商品販売実績助成金として」

にて提出して下さい。

⑥ **交付**(観光協会⇒旅行会社様)

請求書受理後、遅延することなく助成金を交付いたします。

※令和元年度末(令和2年3月31日)までに精算が終了出来ない場合は、

交付決定されたものであっても、支払対象外となりますので、ご注意ください。

【お問合せ・請求書送付先】

一般社団法人 中津耶馬溪観光協会

〒871-0033 大分県中津市島田219-2

TEL:0979-64-6565 FAX:0979-64-6611

Eメール:info@nakatsuyaba.com